

2050年までの脱炭素社会の実現を目指した 再生可能エネルギー利用設備の導入・設置のお願い

温室効果ガス排出削減の必要性

人間の活動によって大量に放出される温室効果ガスによって、地球温暖化が進行しています。このまま温室効果ガスが増え続けて気温が上昇すれば、地球環境が悪化し、私たちの生活や健康に大きな被害がもたらされることになります。このため、京都府・京都市では、2050年までの脱炭素社会の実現を目指しています。

脱炭素社会の実現には、省エネの加速とともに、再生可能エネルギーの利用を飛躍的に拡大していくことが不可欠です。つきましては、建築主の皆様には、再生可能エネルギー利用設備の積極的な導入・設置をご検討いただきますようお願いします。

省エネの加速

2050年までに二酸化炭素排出量正味ゼロを達成する

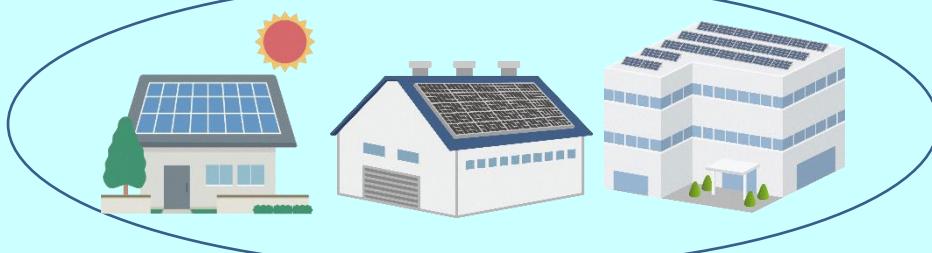
脱炭素社会の実現

再エネの
飛躍的な拡大

再生可能エネルギーとは

再生可能エネルギー(再エネ)とは、太陽光、風力その他非化石エネルギー源のうち、エネルギー源として永続的に利用することができると認められるものです。

建築物に導入・設置する再エネ設備としては、太陽光発電設備と太陽熱利用設備が中心になりますが、その他にも、バイオマス（木質ペレット等）や地中熱を利用する設備などがあります。



太陽光発電設備



太陽熱利用設備

(再エネ設備の例)

(参考) 再エネ設備導入・設置のメリット

メリット① 環境負荷の低減

化石燃料の使用量を減らすことで、環境負荷を低減することができます。

メリット② 光熱水費の削減

電気やガスの使用量を削減することで、光熱水費を削減することができます。

メリット③ 停電時のエネルギー利用

太陽光発電設備の場合、停電時に発電した電気を利用することができます。

京都府・京都市の再生可能エネルギーに関する義務制度

令和2年12月の京都府条例及び京都市条例の改正により、新築・増築の建築物への再生可能エネルギー利用設備の導入・設置義務の拡大・強化とともに、建築士から建築主に対して再生可能エネルギー利用設備の導入・設置に関して説明いただくこととしました。

建物規模 (新築・増築の 延べ床面積)	特定建築物 (2,000m ² 以上)	準特定建築物 (300m ² 以上2,000m ² 未満)	小規模建築物 (10m ² 以上300m ² 未満)
建築主の義務 (導入・設置義務量)	導入・設置義務 (延べ床面積により 6万～45万MJ／年)	導入・設置義務 (3万MJ／年)	努力義務
建築士の義務	説明義務・説明内容の保管義務※		

※ 京都府条例では、特定建築物および準特定建築物のみが保管義務の対象となります。(＝京都市内を除く建築物については、小規模建築物は保管義務の対象外です)

再エネ設備導入・設置に対する支援制度

再エネ設備の導入・設置に対しては以下の制度の活用もご検討下さい。

- 京都市では、特定建築物及び準特定建築物に対する新增築時の太陽光発電設備等の設置への支援、住宅用の太陽光発電設備及び蓄電池の同時設置への支援制度等を実施しています。
- 住宅用の太陽光発電設備及び蓄電池の同時設置の支援については、その他の市町村においても実施している場合がありますので、お住まいの市町村にお問合せください。
- 京都府では、再生可能エネルギー等の設備導入・設置に関する認定制度を設けており、計画認定を受けた再エネ設備及び効率的利用設備の導入・設置に対する支援制度（税制優遇及び補助金）を実施しています。（ただし、特定建築物及び準特定建築物は対象外です。）
- その他、建築物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指したZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）やZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）とする場合には、国の補助制度を活用することができます。

建築士から詳しい説明を希望しないときは、以下についてご記入ください。

<input type="checkbox"/> 再生可能エネルギーの導入・設置等に関する説明を要しません。	
年　　月　　日	
建築主の氏名 (法人の場合は名称)	様
代表者氏名 (法人の場合のみ)	様
建築物の地名・地番	
建物名称	

建築士の氏名	様	
<input type="checkbox"/> 一級 <input type="checkbox"/> 二級 <input type="checkbox"/> 木造 建築士	登録 第	号